

目次

| | |
|--|----|
| 第15編 学校法人の登記 | 1 |
| 第1章 設立の登記 | 1 |
| 第1 学校法人の設立手続 | 1 |
| 第2 寄附行為の作成 | 1 |
| 寄附行為の記載例 | 6 |
| 第3 設立登記手続 | 18 |
| (1) 学校法人設立登記申請書(その1)(主たる事務所の所在地 地です設立登記) | 23 |
| (2) 学校法人設立登記申請書(その2)(従たる事務所の所在地 地です設立登記) | 34 |
| 第2章 変更の登記 | 36 |
| 第1節 概説 | 36 |
| 第1 意義 | 36 |
| 第2 変更の登記と寄附行為の変更 | 36 |
| 第3 変更登記の手続 | 37 |
| 第2節 名称、目的、解散の事由又は資産の総額の変更の登記 | 38 |
| 第1 名称、目的、解散の事由又は資産の総額の変更 | 38 |
| 第2 登記手続 | 39 |
| (3) 学校法人変更登記申請書(その1)(名称変更の場合) | 40 |
| (4) 学校法人変更登記申請書(その2)(目的業務(設置する 私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称を含む) の変更の場合) | 44 |
| (5) 学校法人変更登記申請書(その3)(解散事由廃止の場合) | 49 |
| (6) 学校法人変更登記申請書(その4)(資産の総額の変更の 場合) | 52 |
| 第3節 主たる事務所移転の登記 | 59 |
| 第1 主たる事務所の移転 | 59 |
| 第2 登記手続 | 60 |
| (7) 学校法人主たる事務所移転登記申請書(その1)(変更前 の主たる事務所の所在地(同一の登記所の管轄区域内 に主たる事務所を移転した場合を含む。)及び従たる | |

| | | |
|------------|---|----|
| | 事務所の所在地に申請する場合) …………… | 63 |
| (8) | 学校法人主たる事務所移転登記申請書(その2)(主たる事務所の旧所在地の登記所の管轄区域外に主たる事務所を移転した場合の、主たる事務所の新所在地の登記所宛での申請) …………… | 69 |
| 第4節 | 従たる事務所の設置、移転及び廃止の登記 …………… | 73 |
| 第1 | 従たる事務所の設置の登記…………… | 73 |
| (9) | 学校法人従たる事務所設置登記申請書(その1)(主たる事務所の所在地で申請する場合(主たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内に従たる事務所を設置した場合を含む。))及び従たる事務所の所在地で申請する場合(既設の従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設置した場合に限る。)) …………… | 75 |
| (10) | 学校法人従たる事務所設置登記申請書(その2)(従たる事務所設置登記を従たる事務所の新所在地で申請する場合(当該従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所又は既設の従たる事務所がある場合を除く。)) …………… | 78 |
| 第2 | 従たる事務所の移転の登記…………… | 80 |
| (11) | 学校法人従たる事務所移転登記申請書(その1)(主たる事務所の所在地で申請する場合(従たる事務所の新所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所がある場合を含む。))及び従たる事務所の新所在地で申請する場合(従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内で従たる事務所の移転が行われた場合に限る。)) …………… | 81 |
| (12) | 学校法人従たる事務所移転登記申請書(その2)(従たる事務所の旧所在地で申請する場合) …………… | 83 |
| (13) | 学校法人従たる事務所移転登記申請書(その3)(従たる事務所の新所在地で申請する場合(新所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所がある場合を除く。)) …………… | 85 |
| 第3 | 従たる事務所廃止の登記 …………… | 86 |
| (14) | 学校法人従たる事務所廃止登記申請書(主たる事務所及び従たる事務所の所在地で申請する場合) …………… | 88 |
| 第5節 | 土地の番号変更による主たる事務所及び従たる事務所の変更登記 …………… | 90 |
| 第1 | 土地の番号の変更に伴う主たる事務所及び従たる事務所の変更…………… | 90 |

| | |
|--|-----|
| 第2 登記手続 | 91 |
| (15) 学校法人変更登記申請書（土地の番号の変更に伴う主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合） | 91 |
| 第6節 住居表示の実施等による主たる事務所又は従たる事務所の変更の登記 | 94 |
| 第1 住居表示の実施等による主たる事務所又は従たる事務所の変更 | 94 |
| 第2 登記手続 | 94 |
| (16) 学校法人変更登記申請書（住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合） | 95 |
| 第7節 代表権を有する者に関する変更登記 | 97 |
| 第1 理事長の氏名等の変更 | 97 |
| 第2 代表権の範囲又は制限に関する定めの変更 | 99 |
| 第3 登記手続 | 99 |
| (17) 学校法人変更登記申請書（その1）（理事長が辞任（又は死亡）し、後任者が就任した場合） | 101 |
| (18) 学校法人変更登記申請書（その2）（理事長の解任に伴い、他の理事が理事長に就任した場合） | 107 |
| (19) 学校法人変更登記申請書（その3）（代表権の範囲に関する規定の設定の場合） | 111 |
| (20) 学校法人変更登記申請書（その4）（代表権の範囲に関する規定の廃止又は消滅の場合） | 115 |
| (21) 学校法人変更登記申請書（その5）（住居表示の実施又は住所移転による理事長の住所変更の場合） | 119 |
| (22) 学校法人変更登記申請書（その6）（理事長の氏又は名の変更の場合） | 120 |
| 第3章 合併の登記 | 123 |
| 第1節 合 併 | 123 |
| 第1 概 説 | 123 |
| 第2 合併手続 | 123 |
| 第2節 登記手続 | 125 |
| 第1 登記期間及び申請人 | 125 |
| 第2 登記申請書及び添付書類 | 126 |
| (23) 学校法人合併による変更登記申請書（その1）（学校法人を吸収合併した場合の存続法人の変更登記の場合） | 129 |
| (24) 学校法人合併による設立登記申請書（その2）（新設合併 | |

| | | |
|------------|--|-----|
| | による設立登記の場合)…………… | 147 |
| (25) | 学校法人合併による解散登記申請書(その3)(吸収合併 又は新設合併により解散した場合)…………… | 164 |
| 第4章 | 組織変更の登記 …………… | 167 |
| 第1節 | 組織変更手続 …………… | 167 |
| 第1 | 概 説…………… | 167 |
| 第2 | 組織変更手続…………… | 167 |
| 第3 | 登記手続…………… | 168 |
| (26) | 学校法人の組織変更による変更登記申請書(学校法人の 組織を変更して準学校法人とした場合)…………… | 170 |
| 第5章 | 解散及び清算人の登記 …………… | 175 |
| 第1節 | 解散の登記 …………… | 175 |
| 第1 | 解散手続…………… | 175 |
| 第2 | 登記手続…………… | 176 |
| (27) | 学校法人解散及び清算人就任登記申請書(理事の同意及 び評議員会の決議により解散し、理事が清算人となっ た場合)…………… | 177 |
| 第2節 | 清算人の登記 …………… | 183 |
| 第1 | 清算人の就任、辞任及び解任等…………… | 183 |
| 第2 | 登記手続…………… | 183 |
| (28) | 学校法人変更登記申請書(清算人の変更の場合)…………… | 185 |
| 第6章 | 清算結了の登記 …………… | 187 |
| 第1 | 清算結了…………… | 187 |
| 第2 | 登記手続…………… | 187 |
| (29) | 学校法人清算結了登記申請書…………… | 188 |
| 第7章 | 登記の更正及び抹消 …………… | 191 |
| (30) | 学校法人登記更正申請書(その1)(錯誤による場合)…………… | 193 |
| (31) | 学校法人登記更正申請書(その2)(遺漏による場合)…………… | 194 |
| (32) | 学校法人登記抹消申請書(その1)(無効又は不存在によ る登記の抹消の場合)…………… | 195 |
| (33) | 学校法人登記抹消申請書(その2)(登記事項不存在によ り抹消した事項を回復する場合)…………… | 197 |

| | |
|--|-----|
| 第16編 特定非営利活動法人の登記 | 201 |
| 第1章 設立の登記 | 201 |
| 第1節 特定非営利活動法人の設立手続 | 201 |
| 第1 概 説 | 201 |
| 第2 設立手続 | 203 |
| 第2節 定款の作成 | 204 |
| 第1 定款の作成と設立の認証 | 204 |
| 第2 定款の記載事項 | 205 |
| 定款の記載例 | 209 |
| 第3節 設立登記手続 | 221 |
| 第1 設立登記 | 221 |
| 第2 登記期間 | 221 |
| 第3 登記事項 | 222 |
| 第4 登記申請人 | 223 |
| 第5 添付書面 | 224 |
| (1) 特定非営利活動法人設立登記申請書(その1)(主たる事 務所の所在地とする設立登記の申請をする場合) | 226 |
| (2) 特定非営利活動法人設立登記申請書(その2)(従たる事 務所の所在地で申請する場合) | 233 |
| 第2章 変更の登記 | 235 |
| 第1節 概 説 | 235 |
| 第1 意 義 | 235 |
| 第2 変更登記と定款の変更手続 | 235 |
| 第3 変更登記の手続 | 236 |
| 第2節 名称、事業又は資産の総額等の変更の登記 | 238 |
| 第1 名称、事業、解散の事由又は資産の総額の変更 | 238 |
| 第2 登記手続 | 239 |
| (3) 特定非営利活動法人変更登記申請書(その1)(名称変更 の場合) | 240 |
| (4) 特定非営利活動法人変更登記申請書(その2)(目的及び 業務の変更の場合) | 244 |
| (5) 特定非営利活動法人変更登記申請書(その3)(資産の総 額の変更の場合) | 246 |
| (6) 特定非営利活動法人変更登記申請書(その4)(解散の事 | |

| | | |
|------------|---|-----|
| | 由の廃止の場合)…………… | 247 |
| 第3節 | 主たる事務所移転の登記 …………… | 248 |
| 第1 | 主たる事務所の移転…………… | 248 |
| 第2 | 登記手続…………… | 249 |
| | (7) 特定非営利活動法人主たる事務所移転登記申請書(その 1)(主たる事務所の旧所在地(同一の登記所の管轄 区域内に主たる事務所を移転した場合を含む。)及び 従たる事務所の所在地の登記所に申請する場合)…………… | 251 |
| | (8) 特定非営利活動法人主たる事務所移転登記申請書(その 2)(主たる事務所の旧所在地の登記所の管轄区域外 に主たる事務所を移転し、主たる事務所の新所在地の 登記所に申請する場合)…………… | 259 |
| 第4節 | 従たる事務所の設置、移転及び廃止の登記 …………… | 264 |
| 第1 | 従たる事務所の設置の登記…………… | 264 |
| | (9) 特定非営利活動法人従たる事務所設置登記申請書(その 1)(主たる事務所の所在地で従たる事務所の設置の 登記を申請する場合(主たる事務所の所在地の登記所 の管轄区域内に従たる事務所を設置する場合を含む。) 及び従たる事務所の所在地で申請する場合(従たる事 務所を設置した登記所の管轄区域内に既設の従たる事 務所がある場合に限る。))…………… | 265 |
| | (10) 特定非営利活動法人従たる事務所設置登記申請書(その 2)(従たる事務所の設置の登記を従たる事務所の新 所在地で申請する場合(当該従たる事務所の所在地の 登記所の管轄区域内に主たる事務所又は既設の従たる 事務所がある場合を除く。))…………… | 271 |
| 第2 | 従たる事務所の移転の登記…………… | 272 |
| | (11) 特定非営利活動法人従たる事務所移転登記申請書(その 1)(主たる事務所の所在地で申請する場合(主たる 事務所の所在地の登記所の管轄区域内で従たる事務所 の移転が行われた場合及び新所在地の登記所の管轄区 域内に主たる事務所がある場合を含む。)及び従たる 事務所の所在地で申請する場合(従たる事務所の所在 地の登記所の管轄区域内で従たる事務所の移転が行わ れた場合に限る。))…………… | 273 |
| | (12) 特定非営利活動法人従たる事務所移転登記申請書(その 2)(従たる事務所の旧所在地で申請する場合)…………… | 276 |

| | |
|--|-----|
| (13) 特定非営利活動法人従たる事務所移転登記申請書（その 3）（従たる事務所の新所在地で申請する場合（新所 所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所がある場合 を除く。））…………… | 278 |
| 第 3 従たる事務所廃止の登記 …………… | 279 |
| (14) 特定非営利活動法人従たる事務所廃止登記申請書（主た る事務所及び従たる事務所の所在地で申請する場合）…………… | 280 |
| 第 5 節 土地の番号変更による主たる事務所及び従たる事務所の 変更の登記 …………… | 283 |
| 第 1 行政区画、郡等又はそれらの名称の変更に伴う主たる事務 所及び従たる事務所の変更 …………… | 283 |
| 第 2 登記手続 …………… | 284 |
| (15) 特定非営利活動法人変更登記申請書（行政区画、郡等又 はそれらの名称若しくは地番の変更に伴う主たる事務 所又は従たる事務所の変更の場合）…………… | 284 |
| 第 6 節 住居表示の実施等による主たる事務所又は従たる事務所 の変更の登記 …………… | 287 |
| 第 1 住居表示の実施等による主たる事務所又は従たる事務所 の変更 …………… | 287 |
| 第 2 登記手続 …………… | 287 |
| (16) 特定非営利活動法人変更登記申請書（住居表示の実施に よる主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合）…………… | 287 |
| 第 7 節 代表権を有する者に関する変更の登記 …………… | 290 |
| 第 1 理事の変更 …………… | 290 |
| 第 2 代表権の範囲又は制限に関する定めの変更 …………… | 291 |
| 第 3 登記手続 …………… | 292 |
| (17) 特定非営利活動法人変更登記申請書（その 1）（理事の増 員による就任の場合）…………… | 293 |
| (18) 特定非営利活動法人変更登記申請書（その 2）（特定の理 事（理事長等）のみが法人を代表する旨の定款の定め がある場合において、理事長等を理事会で選定した場 合）…………… | 299 |
| (19) 特定非営利活動法人変更登記申請書（その 3）（理事の一 部が退任し、その後任者が就任した場合）…………… | 304 |
| (20) 特定非営利活動法人変更登記申請書（その 4）（代表権の 範囲に関する定めの設定の場合）…………… | 308 |
| (21) 特定非営利活動法人変更登記申請書（その 5）（理事の氏 | |

| | |
|---|-----|
| 名又は住所の変更の場合)…………… | 312 |
| 第3章 合併の登記 …………… | 316 |
| 第1節 合併 …………… | 316 |
| 第1 概 説…………… | 316 |
| 第2 合併手続…………… | 316 |
| 第2節 登記手続 …………… | 318 |
| 第1 登記期間及び申請人…………… | 318 |
| 第2 登記申請書及び添付書類…………… | 319 |
| (22) 特定非営利活動法人合併による変更登記申請書(その1) (吸収合併した場合の存続法人の変更の場合)…………… | 323 |
| (23) 特定非営利活動法人合併による設立登記申請書(その2) (新設合併による設立の場合)…………… | 333 |
| (24) 特定非営利活動法人合併による解散登記申請書(その3) (吸収又は新設合併により解散した場合)…………… | 343 |
| 第4章 解散及び清算人の登記 …………… | 346 |
| 第1節 解散の登記 …………… | 346 |
| 第1 解散手続…………… | 346 |
| 第2 登記手続…………… | 346 |
| (25) 特定非営利活動法人解散及び清算人兼任登記申請書(社 員総会の決議で解散し、理事が清算人になった場合)…………… | 347 |
| 第2節 清算人の登記 …………… | 352 |
| 第1 清算人…………… | 352 |
| 第2 登記手続…………… | 353 |
| (26) 特定非営利活動法人変更登記申請書(清算人の変更の場 合)…………… | 354 |
| 第5章 清算結了の登記 …………… | 356 |
| 第1節 清算結了の手続 …………… | 356 |
| 第2節 登記手続 …………… | 356 |
| (27) 特定非営利活動法人清算結了登記申請書…………… | 357 |
| 第6章 登記の更正及び抹消 …………… | 360 |
| (28) 特定非営利活動法人登記更正申請書(その1)(遺漏による 場合)…………… | 362 |
| (29) 特定非営利活動法人登記更正申請書(その2)(錯誤発見 | |

| | |
|--|------------|
| の場合)..... | 363 |
| (30) 特定非営利活動法人登記抹消申請書(その3)(無効又は 不存在による場合)..... | 365 |
| (31) 特定非営利活動法人登記抹消申請書(その4)(登記事項 不存在により抹消した事項を回復する場合)..... | 367 |
| 第17編 信用金庫及び信用金庫連合会の登記 | 371 |
| 第1章 設立の登記 | 371 |
| 第1節 概 説 | 371 |
| 第1 意 義..... | 371 |
| 第2 設立手続..... | 372 |
| 第2節 定款の作成 | 373 |
| 第1 定款の作成と認証..... | 373 |
| 第2 定款の記載事項..... | 373 |
| 定款の記載例..... | 381 |
| 第3節 設立登記手続 | 390 |
| 第1 設立登記..... | 390 |
| 第2 登記期間..... | 390 |
| 第3 登記事項..... | 390 |
| 第4 登記申請人..... | 392 |
| 第5 添付書類..... | 392 |
| (1) 信用金庫設立登記申請書(その1)(主たる事務所の所在 地で申請する場合)..... | 394 |
| (2) 信用金庫設立登記申請書(その2)(従たる事務所の所在 地でする設立登記)..... | 403 |
| 第2章 変更の登記 | 406 |
| 第1節 概 説 | 406 |
| 第1 意 義..... | 406 |
| 第2 変更の登記と定款の変更..... | 406 |
| 第3 変更登記の手続..... | 407 |
| 第2節 名称、事業、地区、公告の方法、存続期間又は解散の事 由の変更の登記 | 409 |
| 第1 名称、事業、地区、公告の方法、存続期間又は解散の事由 の変更)..... | 409 |
| 第2 登記手続..... | 410 |

| | |
|---|-----|
| (3) 信用金庫変更登記申請書(その1)(名称変更の場合)…………… | 410 |
| (4) 信用金庫変更登記申請書(その2)(事業変更の場合)…………… | 414 |
| (5) 信用金庫変更登記申請書(その3)(地区の変更の場合)…………… | 418 |
| (6) 信用金庫変更登記申請書(その4)(存続期間延長の場合)…………… | 421 |
| (7) 信用金庫変更登記申請書(その5)(解散の事由を新設した 場合)…………… | 425 |
| (8) 信用金庫変更登記申請書(その6)(存続期間又は解散の 事由の定めを廃止する場合)…………… | 426 |
| 第3節 主たる事務所移転の登記 …………… | 427 |
| 第1 主たる事務所の移転…………… | 427 |
| 第2 登記手続…………… | 428 |
| (9) 信用金庫主たる事務所移転登記申請書(その1)(変更前 の主たる事務所の所在地(同一の登記所の管轄区域内 に主たる事務所を移転した場合を含む。)の登記所に 申請する場合)…………… | 429 |
| (10) 信用金庫主たる事務所移転登記申請書(その2)(主たる 事務所の旧所在地の登記所の管轄区域外に主たる事務 所を移転し、主たる事務所の新所在地の登記所に申請 する場合)…………… | 435 |
| 第4節 従たる事務所の設置、移転及び廃止の登記 …………… | 439 |
| 第1 従たる事務所の設置の登記…………… | 439 |
| (11) 信用金庫従たる事務所設置登記申請書(その1)(主たる 事務所の所在地で申請する場合及び従たる事務所の所 在地で申請する場合(従たる事務所を設置した登記所 の管轄区域内に既設の従たる事務所がある場合に限 る。))…………… | 440 |
| (12) 信用金庫従たる事務所設置登記申請書(その2)(従たる 事務所設置の登記を従たる事務所の新所在地で申請す る場合(当該従たる事務所の所在地の登記所の管轄区 域内に主たる事務所又は既設の従たる事務所がある場 合を除く。))…………… | 445 |
| 第2 従たる事務所移転の登記…………… | 447 |
| (13) 信用金庫従たる事務所移転登記申請書(その1)(主たる 事務所の所在地で申請する場合)…………… | 448 |
| (14) 信用金庫従たる事務所移転登記申請書(その2)(従たる 事務所の旧所在地で申請する場合(同一の登記所の管 轄区域内で従たる事務所を移転した場合を含む。))…………… | 449 |

| | |
|--|------------|
| (15) 信用金庫従たる事務所移転登記申請書(その3)(従たる事務所の新所在地で申請する場合(新所在地の登記所の管轄区域内に既設の従たる事務所がある場合)) | 451 |
| (16) 信用金庫従たる事務所移転登記申請書(その4)(従たる事務所の新所在地で申請する場合(新所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所又は既設の他の従たる事務所がある場合を除く。)) | 452 |
| 第3 従たる事務所廃止の登記 | 454 |
| (17) 信用金庫従たる事務所廃止登記申請書(主たる事務所及び廃止した従たる事務所の所在地で申請する場合) | 455 |
| 第5節 土地の番号変更による主たる事務所及び従たる事務所の変更の登記 | 460 |
| 第1 行政区画、郡等又はそれらの名称の変更に伴う主たる事務所及び従たる事務所の変更 | 460 |
| 第2 登記手続 | 460 |
| (18) 信用金庫変更登記申請書(行政区画等又はそれらの名称若しくは地番の変更に伴う主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合) | 461 |
| 第6節 住居表示の実施等による主たる事務所又は従たる事務所の変更の登記 | 464 |
| 第1 住居表示の実施等による主たる事務所又は従たる事務所の変更 | 464 |
| 第2 登記手続 | 464 |
| (19) 信用金庫変更登記申請書(住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合) | 465 |
| 第7節 代表権を有する者の変更の登記 | 468 |
| 第1 代表理事の変更 | 468 |
| 第2 代表理事の氏名又は住所の変更 | 469 |
| (20) 信用金庫変更登記申請書(その1)(代表理事の増員による就任の場合) | 469 |
| (21) 信用金庫変更登記申請書(その2)(代表理事の一部の重任の場合) | 475 |
| (22) 信用金庫変更登記申請書(その3)(代表理事全員の重任登記を申請する場合) | 479 |
| (23) 信用金庫変更登記申請書(その4)(代表理事の一部が退任し、その後任者が就任した場合) | 481 |
| (24) 信用金庫変更登記申請書(その5)(代表理事の解職、理 | |

| | |
|---|-----|
| 事の資格喪失、理事の任期満了に伴い代表理事の一部 が変更した場合)…………… | 486 |
| (25) 信用金庫変更登記申請書(その6)(代表理事の氏名、住 所変更の場合)…………… | 490 |
| 第8節 出資の総口数及び出資総額の変更の登記 …………… | 493 |
| 第1 出資の総口数及び出資総額の変更…………… | 493 |
| 第2 登記手続…………… | 493 |
| (26) 信用金庫変更登記申請書(出資の総口数及び出資の総額 の変更の場合)…………… | 494 |
| 第9節 出資1口の金額の減少による変更登記 …………… | 496 |
| 第1 出資1口の金額の減少による変更…………… | 496 |
| 第2 登記手続…………… | 497 |
| (27) 信用金庫変更登記申請書(出資1口の金額を減少した場 合)…………… | 497 |
| 第3章 優先出資の登記 …………… | 504 |
| 第1節 概 説 …………… | 504 |
| 第1 意 義…………… | 504 |
| 第2 優先出資…………… | 504 |
| 第3 優先出資と出資の総額との関係…………… | 505 |
| 第4 優先出資に関する登記…………… | 505 |
| 第2節 優先出資の総口数の最高限度の登記 …………… | 506 |
| 第1 優先出資の総口数の最高限度の定め…………… | 506 |
| 第2 登記手続…………… | 506 |
| 第3節 優先出資の発行の登記 …………… | 507 |
| 第1 優先出資の発行…………… | 507 |
| 第2 登記手続…………… | 509 |
| 第4節 優先出資の消却の登記 …………… | 510 |
| 第1 優先出資の消却…………… | 510 |
| 第2 登記手続…………… | 510 |
| 第5節 優先出資の分割の登記 …………… | 511 |
| 第1 優先出資の分割…………… | 511 |
| 第2 登記手続…………… | 511 |
| 第6節 資本準備金の資本金組入れの登記 …………… | 512 |
| 第1 資本準備金の資本金組入れ…………… | 512 |
| 第2 登記手続…………… | 512 |
| 第7節 優先出資に係る資本金の額の減少の登記 …………… | 512 |

| | |
|---|-----|
| 第1 優先出資に係る資本金の額の減少 | 512 |
| 第2 登記手続 | 513 |
| 第8節 優先出資者名簿管理人の設置又は変更の登記 | 514 |
| 第1 優先出資者名簿管理人の設置又は変更 | 514 |
| 第2 登記手続 | 514 |
| 第4章 合併の登記 | 515 |
| 第1節 合 併 | 515 |
| 第1 概 説 | 515 |
| 第2 合併手続 | 516 |
| 第2節 登記手続 | 517 |
| 第1 登記期間及び申請人 | 517 |
| 第2 登記申請書及び添付書類 | 518 |
| 第3 合併無効 | 521 |
| (28) 信用金庫合併による変更登記申請書（吸収合併存続金庫の場合） | 521 |
| (29) 信用金庫合併による設立登記申請書（新設合併設立金庫の場合） | 532 |
| (30) 信用金庫合併による解散登記申請書（吸収合併による解散の場合及び新設合併による解散の場合） | 543 |
| 第5章 支配人に関する登記 | 546 |
| 第1節 金庫の支配人の登記 | 546 |
| 第1 概 説 | 546 |
| 第2 登記手続 | 546 |
| (31) 信用金庫支配人選任登記申請書（新たに支配人を選任した場合） | 548 |
| (32) 信用金庫主たる事務所移転及び支配人の事務所移転登記申請書（支配人を置いた主たる事務所を同一登記所の管轄区域内で移転した場合） | 550 |
| (33) 信用金庫従たる事務所移転及び支配人を置いた事務所移転登記申請書（支配人を置いた従たる事務所を移転した場合） | 552 |
| (34) 信用金庫支配人変更登記申請書（支配人の氏名又は住所を変更した場合） | 554 |
| (35) 信用金庫支配人代理権消滅登記申請書 | 555 |

| | |
|---|-----|
| 第6章 解散及び清算人の登記 | 558 |
| 第1節 解散の登記 | 558 |
| 第1 解散手続 | 558 |
| 第2 登記手続 | 559 |
| (36) 信用金庫解散及び代表清算人就任登記申請書（その1） （総会の決議による場合） | 561 |
| (37) 信用金庫解散及び代表清算人就任登記申請書（その2） （存続期間の満了その他定款に定めた事由が発生した 場合） | 566 |
| 第2節 清算人の登記 | 568 |
| 第1 清算人の選任 | 568 |
| 第2 登記手続 | 570 |
| (38) 信用金庫変更登記申請書（代表清算人の変更の場合） | 571 |
| 第7章 清算結了の登記 | 574 |
| 第1 清算結了手続 | 574 |
| 第2 登記手続 | 574 |
| (39) 信用金庫清算結了登記申請書 | 574 |
| 第8章 登記の更正及び抹消 | 579 |
| (40) 信用金庫登記更正申請書（その1）（遺漏による場合） | 580 |
| (41) 信用金庫登記更正申請書（その2）（錯誤発見の場合） | 581 |
| (42) 信用金庫登記抹消申請書（その1）（無効又は不存在によ る登記の抹消の場合） | 583 |
| (43) 信用金庫登記抹消申請書（その2）（登記事項不存在によ り抹消した事項を回復する場合） | 585 |
| 第18編 宗教法人の登記 | 587 |
| 第1章 設立の登記 | 587 |
| 第1節 宗教法人の成立 | 587 |
| 第1 概 説 | 587 |
| 第2 設立手続 | 588 |
| 第2節 設立の公告 | 589 |
| 第1 設立の公告手続 | 589 |
| 第2 設立の公告の記載事項 | 590 |

| | |
|---|-----|
| 第3節 規 則 | 591 |
| 第1 規則の作成 | 591 |
| 第2 規則の記載事項 | 591 |
| 規則の記載例(1) | 597 |
| 規則の記載例(2) | 607 |
| 第3 規則の認証 | 617 |
| 第4節 設立登記手続 | 621 |
| 第1 設立登記 | 621 |
| 第2 登記の時期 | 621 |
| 第3 登記申請人 | 622 |
| 第4 登記事項 | 622 |
| 第5 添付書類 | 624 |
| (1) 宗教法人設立登記申請書(その1)(被包括宗教法人の場 合) | 625 |
| (2) 宗教法人設立登記申請書(その2)(包括宗教法人の場合) | 632 |
| (3) 宗教法人設立登記申請書(その3)(従たる事務所の所在 地とする設立登記) | 635 |
| 第2章 変更の登記 | 637 |
| 第1節 概 説 | 637 |
| 第1 意 義 | 637 |
| 第2 変更登記と規則の変更 | 637 |
| 第3 変更登記の手続 | 639 |
| 第2節 名称、目的、基本財産の総額、解散事由、公告方法等の 変更による登記 | 640 |
| 第1 名称、目的、基本財産の総額、解散事由、公告方法等の変 更 | 640 |
| 第2 登記手続 | 642 |
| (4) 宗教法人変更登記申請書(その1)(名称変更の場合) | 643 |
| (5) 宗教法人変更登記申請書(その2)(目的変更の場合) | 647 |
| (6) 宗教法人変更登記申請書(その3)(基本財産の総額の変 更の場合) | 650 |
| (7) 宗教法人変更登記申請書(その4)(解散事由の変更、設 定、廃止の場合) | 653 |
| (8) 宗教法人変更登記申請書(その5)(被包括関係の設定又 は廃止の場合) | 655 |
| (9) 宗教法人変更登記申請書(その6)(境内建物、境内地、 | |

| | | |
|------------|--|-----|
| | 宝物の処分等に関する定めの変更の場合)…………… | 657 |
| 第3節 | 主たる事務所移転の登記 …………… | 658 |
| 第1 | 主たる事務所の移転…………… | 658 |
| 第2 | 登記手続…………… | 659 |
| (10) | 宗教法人主たる事務所移転登記申請書(その1)(主たる事務所の旧所在地(同一の登記所の管轄区域内に主たる事務所を移転した場合を含む。)及び従たる事務所の所在地の登記所に申請する場合)…………… | 660 |
| (11) | 宗教法人主たる事務所移転登記申請書(その2)(主たる事務所の旧所在地の登記所の管轄区域外に主たる事務所を移転し、主たる事務所の新所在地の登記所に申請する場合)…………… | 667 |
| 第4節 | 従たる事務所の設置、移転及び廃止の登記 …………… | 671 |
| 第1 | 従たる事務所の設置の登記…………… | 671 |
| 第2 | 従たる事務所の移転の登記…………… | 672 |
| 第3 | 従たる事務所の廃止の登記…………… | 673 |
| (12) | 宗教法人従たる事務所設置登記申請書(その1)(主たる事務所の所在地で従たる事務所の設置の登記を申請する場合(主たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内に従たる事務所を設置する場合を含む。)及び従たる事務所の所在地で申請する場合(従たる事務所を設置した登記所の管轄区域内に既設の従たる事務所がある場合に限る。))…………… | 674 |
| (13) | 宗教法人従たる事務所設置登記申請書(その2)(従たる事務所の設置の登記を従たる事務所の新所在地で申請する場合(当該従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所又は既設の従たる事務所がある場合を除く。))…………… | 678 |
| (14) | 宗教法人従たる事務所移転登記申請書(その1)(主たる事務所の所在地で申請する場合(主たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内で従たる事務所の移転が行われた場合及び従たる事務所の新所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所がある場合を含む。)及び従たる事務所の所在地で申請する場合(従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内で従たる事務所の移転が行われた場合に限る。))…………… | 680 |
| (15) | 宗教法人従たる事務所移転登記申請書(その2)(従たる | |

| | |
|--|-----|
| 事務所の旧所在地で申請する場合)…………… | 683 |
| (16) 宗教法人従たる事務所移転登記申請書(その3)(従たる事務所の新所在地で申請する場合(新所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所がある場合を除く。))…………… | 684 |
| (17) 宗教法人従たる事務所廃止登記申請書(主たる事務所の所在地及び従たる事務所の所在地の登記所に申請する場合)…………… | 686 |
| 第5節 土地の番号の変更による主たる事務所及び従たる事務所の変更の登記 …………… | 689 |
| 第1 行政区画, 郡又はそれらの名称の変更に伴う主たる事務所及び従たる事務所の変更…………… | 689 |
| 第2 登記手続…………… | 689 |
| (18) 宗教法人変更登記申請書(分合筆等によって土地の番号に変更が生じたことによる主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合(代表役員の住所変更を含む。))…………… | 690 |
| 第6節 住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の登記 …………… | 692 |
| 第1 住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更…………… | 692 |
| 第2 登記手続…………… | 693 |
| (19) 宗教法人変更登記申請書(住居表示の実施による主たる事務所又は従たる事務所の変更の場合)…………… | 693 |
| 第7節 代表役員の変更の登記 …………… | 695 |
| 第1 代表役員の変更…………… | 695 |
| (20) 宗教法人変更登記申請書(その1)(代表役員の氏名又は住所変更の場合)…………… | 698 |
| (21) 宗教法人変更登記申請書(その2)(代表役員の重任の場合)…………… | 700 |
| (22) 宗教法人変更登記申請書(その3)(代表役員の退任, 就任の場合)…………… | 707 |
| 第8節 代表役員の代務者の就任及び変更の登記 …………… | 714 |
| 第1 代表役員の代務者の就任及び変更…………… | 714 |
| 第2 登記手続…………… | 716 |
| (23) 宗教法人変更登記申請書(その1)(代表役員の死亡又は解任等により代表役員代務者が選任されて登記の申請をする場合)…………… | 718 |
| (24) 宗教法人変更登記申請書(その2)(代表役員が辞任(任 | |

| | | |
|------------|---|------------|
| | 期伸長の定めがない場合) し、代表役員の代務者から 登記の申請をする場合) …………… | 721 |
| (25) | 宗教法人変更登記申請書(その3)(代表役員が病気その 他の事由により代表役員の代務者が就任した場合) ……… | 723 |
| (26) | 宗教法人変更登記申請書(その4)(代表役員の代務者の 更迭の場合(代表役員が欠けている場合を除く。)) ……… | 727 |
| (27) | 宗教法人変更登記申請書(その5)(代表役員がその職務 を行い得るに至ったため代表役員の代務者が退任した 場合) …………… | 731 |
| 第3章 | 合併の登記 …………… | 733 |
| 第1節 | 合併一般 …………… | 733 |
| 第1 | 概 説 …………… | 733 |
| 第2 | 合併手続 …………… | 733 |
| 第3 | 合併の時期及び効果 …………… | 736 |
| 第2節 | 登記手続 …………… | 736 |
| 第1 | 登記期間及び申請人 …………… | 736 |
| 第2 | 登記申請書及び添付書類 …………… | 737 |
| 第3 | 合併に関する認証の取消し …………… | 740 |
| (28) | 宗教法人合併による変更登記申請書(吸収合併による変 更の登記を申請する場合) …………… | 741 |
| (29) | 宗教法人合併による設立登記申請書(新設合併による設 立登記を申請する場合) …………… | 751 |
| (30) | 宗教法人合併による解散登記申請書(吸収合併又は新設 合併による解散の登記を申請する場合) …………… | 761 |
| 第4章 | 解散及び清算人に関する登記 …………… | 764 |
| 第1節 | 解散の登記 …………… | 764 |
| 第1 | 解散手続 …………… | 764 |
| 第2 | 登記手続 …………… | 765 |
| (31) | 宗教法人解散及び清算人就任登記申請書(その1)(任意 解散の場合) …………… | 767 |
| (32) | 宗教法人解散及び清算人就任登記申請書(その2)(規則 に定める解散事由の発生の場合) …………… | 770 |
| 第2節 | 清算人の登記 …………… | 772 |
| 第1 | 清 算 人 …………… | 772 |
| 第2 | 清算人の登記 …………… | 773 |

| | |
|---|-----|
| (33) 宗教法人清算人就任登記申請書（裁判所の解散命令により解散したため裁判所によって清算人が選任され、その登記を申請する場合） | 775 |
| (34) 宗教法人変更登記申請書（清算人の辞任等により後任清算人が選任され、その変更の登記を申請する場合） | 776 |
| 第3節 清算終了の登記 | 778 |
| (35) 宗教法人清算終了登記申請書 | 778 |
| 第5章 登記の更正及び抹消 | 780 |
| (36) 宗教法人登記更正申請書（その1）（遺漏による更正の場合） | 781 |
| (37) 宗教法人登記更正申請書（その2）（錯誤発見による更正の場合） | 782 |
| (38) 宗教法人登記抹消申請書 | 783 |